

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
大阪府役所  
大阪市北区中之島1-3-20  
電話 06-6208-7444

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告…………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告…………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出に関する公告…………… 8
- 計量法に基づく指定定期検査機関の指定…………… 8
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立男女共同参画センター中央館）…………… 9
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立男女共同参画センター西部館及び大阪市立こども文化センター）…………… 13
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立男女共同参画センター南部館）…………… 18
- 指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立男女共同参画センター東部館）…………… 23
- 一般競争入札の執行（揮発油（環境局）の買入れ等）…………… 28
- 一般競争入札の執行（押船 1隻ほかの製造等）…………… 31
- 一般競争入札の執行（令和2年度 旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（55校）の一般廃棄物収集運搬業務委託等）…………… 34
- 一般競争入札の中止（患者監視装置一式ほか1点の買入れ）…………… 38
- 開発行為に関する工事の完了…………… 38
- 開発行為に関する工事の完了…………… 39
- 道路の位置指定…………… 39
- 道路の廃止…………… 40
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和

の認定の取消し	40
○落札者等の公示	41
○落札者等の公示	42
○子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費の支給に係る 施設の確認	43
○放置自動車の処理	43
○府道の区域決定	43
○市道の路線認定	44
○市道の区域決定	44
○市道の区域変更	45
○府道の供用開始	46
○市道の供用開始	47
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の 所在地変更	48
○一般競争入札の執行（水道記念館ほか7施設で使用する電気の 調達）	49
○落札者等の公示	52
○落札者等の公示	53
<b>正 誤</b>	
○大阪市公報第5938号（令和元年10月18日発行分）の正誤表	55

## 告 示

### 大阪市告示第845号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ此花店

大阪市此花区伝法一丁目23番

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

- (3) 変更事項

- ①大規模小売店舗の名称

(変更前) 山陽マルナカ此花店

(変更後) マルナカ此花店

- ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社山陽マルナカ 代表取締役 宮宇地 剛

岡山市南区平福一丁目305番地の2

(変更後) 株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

- (4) 変更年月日

(3)平成31年3月1日

- 2 届出年月日

令和元年10月23日

- 3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

- (2) 期間

令和元年11月8日(金)から令和2年3月9日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

- (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

令和2年3月9日(月)

- (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ三国店

大阪市淀川区十八条二丁目213番地 他

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

##### (3) 変更事項

###### ①大規模小売店舗の名称

(変更前) 山陽マルナカ三国店

(変更後) マルナカ三国店

###### ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社山陽マルナカ 代表取締役 宮宇地 剛

岡山市南区平福一丁目305番地の2

(変更後) 株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

##### (4) 変更年月日

(3)平成31年3月1日

#### 2 届出年月日

令和元年10月23日

#### 3 届出書類の縦覧

##### (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

##### (2) 期間

令和元年11月8日（金）から令和2年3月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

##### (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

#### 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

##### (1) 提出期限

令和2年3月9日（月）

- (2) 提出先  
上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第847号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井 一郎

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ住之江店  
大阪市住之江区西加賀屋1丁目2番34号（住居表示）
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英  
神戸市中央区港島中町四丁目1番1
- (3) 変更事項
- ①大規模小売店舗の名称  
（変更前）山陽マルナカ住之江店  
（変更後）マルナカ住之江店
- ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社山陽マルナカ 代表取締役 宮宇地 剛  
岡山市南区平福一丁目305番地の2  
（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英  
神戸市中央区港島中町四丁目1番1
- (4) 変更年月日  
(3)平成31年3月1日

2 届出年月日

令和元年10月23日

3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階
- (2) 期間  
令和元年11月8日（金）から令和2年3月9日（月）まで（日曜日、土

曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 2 年 3 月 9 日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)



**大阪市告示第848号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月 8 日

大阪市長 松 井 一 郎

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア ポルシア

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 5 番 31 号 (住居表示)

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社きんえい 代表取締役社長 田中 耕造

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 5 番 1 号

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
地下 1 階店舗南側	62 台
地下 1 階店舗西側	44 台
合計	106 台

(変更後)

位置	収容台数
----	------

地下1階店舗南側	180台
地下1階店舗西側	69台
合計	249台

## ②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社きんえい 他44名	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社きんえい 他44名	24時間	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時から午前0時まで

(変更後) 24時間

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時から午前0時まで

(変更後) 24時間

## (4) 変更年月日

令和元年10月29日

## 2 届出年月日

令和元年10月21日

## 3 届出書類の縦覧

## (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

## (2) 期間

令和元年11月8日(金)から令和2年3月9日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

## (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

## 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和2年3月9日(月)

## (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

**大阪市告示第849号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井 一郎

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グルメシティ神崎川店  
大阪市淀川区新高6丁目15番5号
- (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
2,874㎡
- (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0㎡
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日  
平成31年3月1日
- (5) 廃止する理由  
閉鎖のため

2 届出年月日

令和元年10月23日

3 届出者の氏名及び所在地

株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英  
神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

**大阪市告示第850号**

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第3項第1号の規定により告示する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井 一郎

1 指定定期検査機関

大阪市港区夕風1丁目14番11号  
特定非営利活動法人 大阪市計量協会



- 2 定期検査を行う地域  
大阪市全域
- 3 定期検査を行う特定計量器の種類  
質量計
- 4 指定決定日  
令和元年10月29日
- 5 指定の有効期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日

(経済戦略局計量検査所)

### 大阪市告示第851号

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第17条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告します。

令和元年11月8日

大阪市長 松井一郎

- 1 担当  
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課  
電話 06-6208-9156
- 2 施設の名称及び所在地  
名称 大阪市立男女共同参画センター中央館（愛称：クレオ大阪中央）  
所在地 大阪市天王寺区上汐5丁目6番25号
- 3 管理の基準
  - ア 休館日  
5月3日から同月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとします。
    - ・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる場合を除きます。）
    - ・休日の翌日（その日が日曜日又は休日にあたる場合を除きます。）
    - ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）なお、特定期間における休館日は5月6日（その日が日曜日又は休日にあたる場合はその翌日）とします。
  - イ 開館時間  
午前9時30分から午後9時30分まで
  - ウ 休館日・開館時間の変更  
設備の点検、補修、整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、又は本施設の効用を発揮するために必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日又は開館時間を変更することができます。なお、緊急の

必要があるときは、開館時間を変更することができますが、実施後遅滞なく大阪市に報告しなければなりません。

#### 4 業務の範囲

- ア 共通業務
- イ 男女共同参画社会の形成の寄与に関する業務
- ウ 施設の管理・運営に関する業務
- エ 建物及び附属設備の維持保全業務
- オ 施設貸館運営及び利用料金の収入・還付に関する業務
- カ その他の業務

#### 5 指定を行おうとする期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 6 指定の申請をする法人等に必要な資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

##### (1) 法人等に関する条件

- ア 大阪市立男女共同参画センター条例第19条の規定に該当していないこと
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- オ 指定申請団体の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）
- キ 令和元年11月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

##### (2) 連合体に関する条件

- ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること
- イ 連合体により申請する場合は、連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと
- ウ 連合体の構成団体間における役割分担及び責任の割合等を明らかにす

ること

また、代表法人等については、業務の遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任をもつこと

エ 連合体として、上記(1)の要件を満たすこと

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めません。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する条件

ア 上記(1)の条件を満たすこと

イ 本案件において、同時に複数の連合体の構成団体となることはできません。

ウ 本案件において、単独で応募した法人等は、連合体で応募する場合の構成団体となることはできません。

7 指定の申請を受け付ける期間

令和元年12月9日（月）から令和元年12月13日（金）まで

8 指定の申請に必要な書類

(1) 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副6部（副は複写可）の計7部を提出してください。

なお、提案事業者名の記載は正本1部、副本1部のみ記載し、残りの副本には記載しないようにしてください。また、他に事業者名表示がある場合や管理運営実績施設の名称等は黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。事業者名等（申請団体の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称、資本関係等）の表示やそれが判別できると判断した場合は、大阪市において黒塗りする場合があります。

(2) 提出書類すべてのデータ（提案事業者名を記載したものと記載していないものの両方）をUSBフラッシュメモリー又はCD-Rに格納し、申請書類に添えて提出してください（使用ソフトは、マイクロソフトWord、Excel、PowerPointに限ります）。データは提出時点での最新の定義を適用させたウイルス対策ソフトによる安全確認を必ず行うこと。なお、データのバージョン情報やウイルスチェック方法等も記載すること

(3) 連合体による申請の場合、③、④、⑧～⑩の書類については、構成員全員にかかるものを提出してください。

(4) 大阪市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

《必要書類》

①指定管理者指定申請書 ・連合体の場合は様式1-2を提出すること	様式1-1 又は1-2
②連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 ・連合体で申請する場合に提出すること。ただし、連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項を記載したものであること	任意様式

③指定申請に関する誓約書	様式2
④法人の概要 ・様式3-2において、出資持分のない団体の場合、「なし」と記載すること	様式3-1 ～3-3
⑤男女共同参画センター中央館の管理運営に関する事業計画書 ・本募集要項の趣旨にそって各事業方針と事業計画を示すこと ・本募集要項10(1)(2)に記載の内容を必ず明記し提案すること ・令和2年度に実施する事業計画を様式の指定どおり提出すること	様式4
⑥男女共同参画センター中央館の管理運営に関する収支計画書 ・令和2年度から令和6年度分を様式の指定どおり提出すること	様式5-1 ～5-6
⑦男女共同参画推進施設又はそれに類する施設等の運営実績及び男女共同参画推進事業の実績 ・施設の特徴等を含む運営実績の概要、施設パンフレット等を添付すること	様式6-1 ～6-2
⑧申請団体役員名簿 ・法人において役員と位置づけている者全員の名簿とする。	様式7
⑨役員の履歴書 ・⑧で提出した名簿に記載された役員全員の履歴書とする。	任意様式
⑩法人の登記事項証明書 ・最新の状態を反映した指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。	所定様式
⑪定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式
⑫事業報告書 ・直近3事業年度の実績を提出すること	任意様式
⑬貸借対照表、損益計算書等財務諸表 ・直近3事業年度の実績を提出すること	任意様式
⑭法人の事業計画書 ・申請日の属する年度のもの。	任意様式
⑮法人の収支予算書 ・申請日の属する年度のもの。	任意様式
⑯印鑑証明書 ・最新の状態を反映した指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。	所定様式

⑰税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ・指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。 ・非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること	税務署の様式 その3、その3の2、又はその3の3
⑱本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書 ・直近2年分。 ・指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。 ・営業が2年未満の者又は非課税で本証明書が2年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること	所定様式
⑲応募団体の取組について	様式8
⑳障がい者雇用に関する書類 ・障がい者の雇用状況報告書の写し（厚生労働大臣の定める様式） ・公共職業安定所への報告義務のない法人にあっては、障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務のない事業主用） ・障がい者法定雇用率未達成企業にあっては、障がい者雇入れ計画書	所定様式、様式9-1又は様式9-2
㉑選定結果通知用封筒一式 ・角型2号封筒（縦332mm×横240mm）に選定結果通知書の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手（280円）を貼付したものを1通。	角型2号

## 9 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

- (1) 6に定める申請資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合
- (6) 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入若しくは支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合
- (7) その他不正・不誠実な行為があった場合

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第17条、大阪市立子ども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告します。

令和元年11月8日

大阪市長 松井 一郎

1 担当

大阪市立男女共同参画センター西部館

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

電話 06-6208-9156

大阪市立子ども文化センター

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市子ども青少年局企画部青少年課（青少年企画グループ）

電話 06-6208-8156

2 施設の名称及び所在地

名称 大阪市立男女共同参画センター西部館・大阪市立子ども文化センター

所在地 大阪市此花区西九条6丁目1番20号

3 管理の基準

ア 休館日

・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）

・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

イ 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

ウ 休館日・開館時間の変更

設備の点検、補修、整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、又は本施設の効用を発揮するために必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日又は開館時間を変更することができます。なお、緊急の必要があるときは、開館時間を変更することができますが、実施後遅滞なく大阪市の報告しなければなりません。

4 業務の範囲

ア 共通業務

イ 男女共同参画社会の形成及び子ども文化の形成の寄与に関する業務

ウ 施設の管理・運営に関する業務

エ 建物及び附属設備の維持保全業務

オ 施設貸館運営業務

カ その他の業務

5 指定を行おうとする期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで



## 6 指定の申請をする法人等に必要な資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

### (1) 法人等に関する条件

- ア 大阪市立男女共同参画センター条例第19条及び大阪市立こども文化センター条例第18条の規定に該当していないこと
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- オ 指定申請団体の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）
- キ 令和元年11月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること

### (2) 連合体に関する条件

- ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること
- イ 連合体により申請する場合は、連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと
- ウ 連合体の構成団体間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること  
また、代表法人等については、業務の遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任をもつこと
- エ 連合体として、上記(1)の要件を満たすこと
- オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めません。

### (3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する条件

- ア 上記(1)の条件を満たすこと
- イ 本案件において、同時に複数の連合体の構成団体となることはできません。
- ウ 本案件において、単独で応募した法人等は、連合体で応募する場合の

構成団体となることはできません。

7 指定の申請を受け付ける期間

令和元年12月9日（月）から令和元年12月13日（金）まで

8 指定の申請に必要な書類

- (1) 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副10部（副は複写可）の計11部を提出してください。

なお、提案事業者名の記載は正本1部、副本1部のみ記載し、残りの副本には記載しないようにしてください。また、他に事業者名表示がある場合や管理運営実績施設の名称等は黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。事業者名等（申請団体の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称、資本関係等）の表示やそれが判別できると判断した場合は、大阪市において黒塗りする場合があります。

- (2) 提出書類すべてのデータ（提案事業者名を記載したものと記載していないものの両方）をUSBフラッシュメモリー又はCD-Rに格納し、申請書類に添えて提出してください（使用ソフトは、マイクロソフトWord、Excel、PowerPointに限ります）。データは提出時点での最新の定義を適用させたウイルス対策ソフトによる安全確認を必ず行うこと。なお、データのバージョン情報やウイルスチェック方法等も記載すること

- (3) 連合体による申請の場合、③、④、⑧～⑩の書類については、構成員全員にかかるものを提出してください。

- (4) 大阪府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

《必要書類》

①指定管理者指定申請書 ・連合体の場合は様式1-2を提出すること	様式1-1 又は1-2
②連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 ・連合体で申請する場合に提出すること。ただし、連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項を記載したものであること	任意様式
③指定申請に関する誓約書	様式2
④法人の概要 ・様式3-2において、出資持分のない団体の場合、「なし」と記載すること	様式3-1 ～3-3
⑤男女共同参画センター西部館及びこども文化センターの管理運営に関する事業計画書 ・本募集要項の趣旨にそって各事業方針と事業計画を示すこと ・本募集要項10(1)(2)に記載の内容を必ず明記し提案すること ・令和2年度に実施する事業計画を様式の指定どおり提出すること	様式4



⑥男女共同参画センター西部館及びこども文化センターの管理運営に関する収支計画書 ・令和2年度から令和6年度分を様式の指定どおり提出すること	様式5-1 ～5-6
⑦男女共同参画推進施設、こどもの健全育成等関連施設又はそれに類する施設等の運営実績及び男女共同参画推進事業又はこどもの健全育成事業の実績 ・施設の特徴等を含む運営実績の概要、施設パンフレット等を添付すること	様式6-1 ～6-2
⑧申請団体役員名簿 ・法人において役員と位置づけている者全員の名簿とする。	様式7
⑨役員の履歴書 ・⑧で提出した名簿に記載された役員全員の履歴書とする。	任意様式
⑩法人の登記事項証明書 ・最新の状態を反映した指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。	所定様式
⑪定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式
⑫事業報告書 ・直近3事業年度の実績を提出すること	任意様式
⑬貸借対照表、損益計算書等財務諸表 ・直近3事業年度の実績を提出すること	任意様式
⑭法人の事業計画書 ・申請日の属する年度のもの。	任意様式
⑮法人の収支予算書 ・申請日の属する年度のもの。	任意様式
⑯印鑑証明書 ・最新の状態を反映した指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。	所定様式
⑰税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ・指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。 ・非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること	税務署の様式 その3、その3の2、又はその3の3
⑱本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書 ・直近2年分。 ・指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。 ・営業が2年未満の者又は非課税で本証明書が2年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること	所定様式
⑲応募団体の取組について	様式8

<p>⑳障がい者雇用に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の雇用状況報告書の写し（厚生労働大臣の定める様式）</li> <li>・公共職業安定所への報告義務のない法人にあっては、障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務のない事業主用）</li> <li>・障がい者法定雇用率未達成企業にあっては、障がい者雇入れ計画書</li> </ul>	<p>所定様式、様式9-1又は様式9-2</p>
<p>㉑選定結果通知用封筒一式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・角型2号封筒（縦332mm×横240mm）に選定結果通知書の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手（280円）を貼付したものを1通。</li> </ul>	<p>角型2号</p>

9 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

- (1) 6に定める申請資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合
- (6) 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入若しくは支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合
- (7) その他不正・不誠実な行為があった場合

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）

（こども青少年局企画部青少年課）



**大阪市告示第853号**

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第17条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告します。

令和元年11月8日

大阪市長 松井 一郎

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

電話 06-6208-9156

2 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立男女共同参画センター南部館（愛称：クレオ大阪南）

所在地 大阪市平野区喜連西6丁目2番33号

### 3 管理の基準

#### ア 休館日

5月3日から同月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとします。

- ・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる場合を除きます。）
- ・休日の翌日（その日が日曜日又は休日にあたる場合を除きます。）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

なお、特定期間における休館日は5月6日（その日が日曜日又は休日にあたる場合はその翌日）とします。

#### イ 開館時間

午前9時30分から午後9時30分まで

#### ウ 休館日・開館時間の変更

設備の点検、補修、整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、又は本施設の効用を発揮するために必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日又は開館時間を変更することができます。なお、緊急の必要があるときは、開館時間を変更することができますが、実施後遅滞なく大阪市の報告しなければなりません。

### 4 業務の範囲

#### ア 共通業務

#### イ 男女共同参画社会の形成の寄与に関する業務

#### ウ 施設の管理・運営に関する業務

#### エ 建物及び附属設備の維持保全業務

#### オ 施設貸館運営及び利用料金の収入・還付に関する業務

#### カ その他の業務

### 5 指定を行おうとする期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 6 指定の申請をする法人等に必要な資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

#### (1) 法人等に関する条件

ア 大阪市立男女共同参画センター条例第19条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）

キ 令和元年11月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること

(2) 連合体に関する条件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること

イ 連合体により申請する場合は、連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと

ウ 連合体の構成団体間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること

また、代表法人等については、業務の遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任をもつこと

エ 連合体として、上記(1)の要件を満たすこと

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めません。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する条件

ア 上記(1)の条件を満たすこと

イ 本案件において、同時に複数の連合体の構成団体となることはできません。

ウ 本案件において、単独で応募した法人等は、連合体で応募する場合の構成団体となることはできません。

7 指定の申請を受け付ける期間

令和元年12月9日（月）から令和元年12月13日（金）まで

8 指定の申請に必要な書類

(1) 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副6部（副は複写可）の計7部を提出してください。

なお、提案事業者名の記載は正本1部、副本1部のみ記載し、残りの副本には記載しないようにしてください。また、他に事業者名表示がある場合や管理運営実績施設の名称等は黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。事業者名等（申請団体の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称、資本関係等）

の表示やそれが判別できると判断した場合は、大阪市において黒塗りする場合があります。

- (2) 提出書類すべてのデータ（提案事業者名を記載したものと記載していないものの両方）をUSBフラッシュメモリー又はCD-Rに格納し、申請書類に添えて提出してください（使用ソフトは、マイクロソフトWord、Excel、PowerPointに限ります）。データは提出時点での最新の定義を適用させたウイルス対策ソフトによる安全確認を必ず行うこと。なお、データのバージョン情報やウイルスチェック方法等も記載すること
- (3) 連合体による申請の場合、③、④、⑧～⑩の書類については、構成員全員にかかるものを提出してください。
- (4) 大阪市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

《必要書類》

①指定管理者指定申請書 ・連合体の場合は様式1-2を提出すること	様式1-1 又は1-2
②連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 ・連合体で申請する場合に提出すること。ただし、連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項を記載したものであること	任意様式
③指定申請に関する誓約書	様式2
④法人の概要 ・様式3-2において、出資持分のない団体の場合、「なし」と記載すること	様式3-1 ～3-3
⑤男女共同参画センター南部館の管理運営に関する事業計画書 ・本募集要項の趣旨にそって各事業方針と事業計画を示すこと ・本募集要項10(1)(2)に記載の内容を必ず明記し提案すること ・令和2年度に実施する事業計画を様式の指定どおり提出すること	様式4
⑥男女共同参画センター南部館の管理運営に関する収支計画書 ・令和2年度から令和6年度分を様式の指定どおり提出すること	様式5-1 ～5-6
⑦男女共同参画推進施設又はそれに類する施設等の運営実績及び男女共同参画推進事業の実績 ・施設の特徴等を含む運営実績の概要、施設パンフレット等を添付すること	様式6-1 ～6-2
⑧申請団体役員名簿 ・法人において役員と位置づけている者全員の名簿とする。	様式7
⑨役員の履歴書 ・⑧で提出した名簿に記載された役員全員の履歴書とする。	任意様式

⑩法人の登記事項証明書 ・最新の状態を反映した指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。	所定様式
⑪定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式
⑫事業報告書 ・直近3事業年度の実績を提出すること	任意様式
⑬貸借対照表、損益計算書等財務諸表 ・直近3事業年度の実績を提出すること	任意様式
⑭法人の事業計画書 ・申請日の属する年度のもの。	任意様式
⑮法人の収支予算書 ・申請日の属する年度のもの。	任意様式
⑯印鑑証明書 ・最新の状態を反映した指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。	所定様式
⑰税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ・指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。 ・非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること	税務署の様式 その3、その3の2、又はその3の3
⑱本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書 ・直近2年分。 ・指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。 ・営業が2年未満の者又は非課税で本証明書が2年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること	所定様式
⑲応募団体の取組について	様式8
⑳障がい者雇用に関する書類 ・障がい者の雇用状況報告書の写し（厚生労働大臣の定める様式） ・公共職業安定所への報告義務のない法人にあつては、障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務のない事業主用） ・障がい者法定雇用率未達成企業にあつては、障がい者雇入れ計画書	所定様式、様式9-1又は様式9-2
㉑選定結果通知用封筒一式 ・角型2号封筒（縦332mm×横240mm）に選定結果通知書の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手（280円）を貼付したものを1通。	角型2号

## 9 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順



位が次順位の者が指定管理予定者となります。

- (1) 6に定める申請資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合
- (6) 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入若しくは支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合
- (7) その他不正・不誠実な行為があった場合

(市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課)

### 大阪市告示第854号

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第17条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告します。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

#### 1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

電話 06-6208-9156

#### 2 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立男女共同参画センター東部館（愛称：クレオ大阪東）

所在地 大阪市城東区鳴野西2丁目1番21号

#### 3 管理の基準

##### ア 休館日

5月3日から同月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとします。

- ・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる場合を除きます。）
- ・休日の翌日（その日が日曜日又は休日にあたる場合を除きます。）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

なお、特定期間における休館日は5月6日（その日が日曜日又は休日にあたる場合はその翌日）とします。

##### イ 開館時間

午前9時30分から午後9時30分まで

##### ウ 休館日・開館時間の変更

設備の点検、補修、整備、天災その他やむを得ない事由があるとき、又

は本施設の効用を発揮するために必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日又は開館時間を変更することができます。なお、緊急の必要があるときは、開館時間を変更することができますが、実施後遅滞なく大阪市に報告しなければなりません。

#### 4 業務の範囲

- ア 共通業務
- イ 男女共同参画社会の形成の寄与に関する業務
- ウ 施設の管理・運営に関する業務
- エ 建物及び附属設備の維持保全業務
- オ 施設貸館運営及び利用料金の収入・還付に関する業務
- カ その他の業務

#### 5 指定を行おうとする期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 6 指定の申請をする法人等に必要な資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

##### (1) 法人等に関する条件

- ア 大阪市立男女共同参画センター条例第19条の規定に該当していないこと
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- オ 指定申請団体の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く。）
- キ 令和元年11月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること

##### (2) 連合体に関する条件

- ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること
- イ 連合体により申請する場合は、連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団



体として扱うこと

ウ 連合体の構成団体間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること

また、代表法人等については、業務の遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任をもつこと。

エ 連合体として、上記(1)の要件を満たすこと

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めません。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する条件

ア 上記(1)の条件を満たすこと

イ 本案件において、同時に複数の連合体の構成団体となることはできません。

ウ 本案件において、単独で応募した法人等は、連合体で応募する場合の構成団体となることはできません。

7 指定の申請を受け付ける期間

令和元年12月9日（月）から令和元年12月13日（金）まで

8 指定の申請に必要な書類

(1) 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副6部（副は複写可）の計7部を提出してください。

なお、提案事業者名の記載は正本1部、副本1部のみ記載し、残りの副本には記載しないようにしてください。また、他に事業者名表示がある場合や管理運営実績施設の名称等は黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。事業者名等（申請団体の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称、資本関係等）の表示やそれが判別できると判断した場合は、大阪市において黒塗りする場合があります。

(2) 提出書類すべてのデータ（提案事業者名を記載したものと記載していないものの両方）をUSBフラッシュメモリー又はCD-Rに格納し、申請書類に添えて提出してください（使用ソフトは、マイクロソフトWord、Excel、PowerPointに限ります）。データは提出時点での最新の定義を適用させたウイルス対策ソフトによる安全確認を必ず行うこと。なお、データのバージョン情報やウイルスチェック方法等も記載すること。

(3) 連合体による申請の場合、③、④、⑧～⑳の書類については、構成員全員にかかるものを提出してください。

(4) 大阪市の必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

《必要書類》

①指定管理者指定申請書

・連合体の場合は様式1-2を提出すること

様式1-1

又は1-2

②連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 ・連合体で申請する場合に提出すること。ただし、連合体の構成員、代表者、出資比率、組織運営に関する事項を記載したものであること	任意様式
③指定申請に関する誓約書	様式2
④法人の概要 ・様式3-2において、出資持分のない団体の場合、「なし」と記載すること	様式3-1 ～3-3
⑤男女共同参画センター東部館の管理運営に関する事業計画書 ・本募集要項の趣旨にそって各事業方針と事業計画を示すこと ・本募集要項10(1)(2)に記載の内容を必ず明記し提案すること ・令和2年度に実施する事業計画を様式の指定どおり提出すること	様式4
⑥男女共同参画センター東部館の管理運営に関する収支計画書 ・令和2年度から令和6年度分を様式の指定どおり提出すること	様式5-1 ～5-6
⑦男女共同参画推進施設又はそれに類する施設等の運営実績及び男女共同参画推進事業の実績 ・施設の特徴等を含む運営実績の概要、施設パンフレット等を添付すること	様式6-1 ～6-2
⑧申請団体役員名簿 ・法人において役員と位置づけている者全員の名簿とする。	様式7
⑨役員の履歴書 ・⑧で提出した名簿に記載された役員全員の履歴書とする。	任意様式
⑩法人の登記事項証明書 ・最新の状態を反映した指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。	所定様式
⑪定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式
⑫事業報告書 ・直近3事業年度の実績を提出すること	任意様式
⑬貸借対照表、損益計算書等財務諸表 ・直近3事業年度の実績を提出すること	任意様式
⑭法人の事業計画書 ・申請日の属する年度のもの。	任意様式
⑮法人の収支予算書 ・申請日の属する年度のもの。	任意様式

⑯印鑑証明書 ・最新の状態を反映した指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。	所定様式
⑰税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ・指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。 ・非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること	税務署の様式 その3、その3の2、又はその3の3
⑱本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書 ・直近2年分。 ・指定申請書提出日より6か月以内に発行されたもの。 ・営業が2年未満の者又は非課税で本証明書が2年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。	所定様式
⑲応募団体の取組について	様式8
⑳障がい者雇用に関する書類 ・障がい者の雇用状況報告書の写し（厚生労働大臣の定める様式） ・公共職業安定所への報告義務のない法人にあっては、障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務のない事業主用） ・障がい者法定雇用率未達成企業にあっては、障がい者雇入れ計画書	所定様式、様式9-1又は様式9-2
㉑選定結果通知用封筒一式 ・角型2号封筒（縦332mm×横240mm）に選定結果通知書の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手（280円）を貼付したものを1通。	角型2号

## 9 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

- (1) 6に定める申請資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類等が期間内に提出されなかった場合
- (5) 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合
- (6) 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入若しくは支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合
- (7) その他不正・不誠実な行為があった場合

（市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課）

## 大阪市告示第855号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井 一郎

### 1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階  
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ  
電話 06-6484-7356

### 2 入札に付する事項

#### (1) 購入物品及び数量

- ①揮発油（環境局） 153KL
- ②揮発油（消防局） 120KL
- ③軽油（環境局） 325.8KL

以上、電子入札対象案件とする。

#### (2) 納入の特質等 入札説明書による。

#### (3) 納入期間 令和2年1月1日（水）から令和2年3月31日（火）まで

#### (4) 納入場所及び納入方法 入札説明書による。

#### (5) 入札方法 上記(1)①～③の物品ごとに入札に付する。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、令和元年11月22日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33:石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること
- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること
- (7) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入する

ことができる体制が整備されていること

- (8) 災害発生時等に対応可能な体制が整備されていること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から令和元年11月22日（金）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から令和元年11月22日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
- ア 入札書受付期間 令和元年12月18日（水）から同月19日（木）までの午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 令和元年12月20日（金）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
- ア 入札書受付期間 令和元年12月20日（金）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 令和元年12月20日（金）午前11時30分
- ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階  
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は令和元年12月19日（木）午後5時までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除  
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要  
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を令和元年11月22日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 契約日以降に、揮発油税及び軽油引取税の税率に改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。
- (5) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - ① Gasoline (Environment Bureau) 153 KL
  - ② Gasoline (Osaka Municipal Fire Department) 120 KL
  - ③ Gas oil (Environment Bureau) 325.8 KL
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 22 November 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 18 December 2019 to 5:00PM, 19 December 2019
  - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 20 December 2019
  - ③ by post: 5:00PM, 19 December 2019
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The



City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)

### 大阪市告示第856号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井 一郎

#### 1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階  
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ  
電話 06-6484-7356

#### 2 入札に付する事項

- (1) 製造物品及び数量
  - ①押船 1隻、給水タンク付バージ 1隻
  - ②給水タンク付バージ 1隻
- (2) 製造物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限
  - ①令和3年3月15日(月)
  - ②令和3年5月31日(月)
- (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、令和元年11月22日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)本市入札参加有資格者名簿に物品種目「39:船舶・航空機・鉄道」で登録していること
- (5) 船質が鋼である押船、引船または給水船の製造実績があること

## 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から令和元年11月22日（金）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から令和元年11月22日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

## 5 入札執行の日時等

## (1) 電子入札による場合

- ア 入札書受付期間 令和2年1月14日（火）から同月15日（水）までの午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 令和2年1月16日（木）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。

## (2) 紙入札による場合

- ア 入札書受付期間 令和2年1月16日（木）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 令和2年1月16日（木）午前11時30分
- ウ 場所 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階  
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は令和2年1月15日（水）午後5時までに必着のこと

## 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除  
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要  
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 前払金

40%



## 8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を令和元年11月22日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:  
Pusher boat x1  
Water supply barge x2
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 22 November 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 14 January 2020 to 5:00PM, 15 January 2020
  - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 16 January 2020
  - ③ by post: 5:00PM, 15 January 2020
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356  
(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)

## 大阪市告示第857号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井一郎

### 1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所3階  
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）  
電話 06-6208-9078

### 2 入札に付する事項

#### (1) 役務の名称及び数量

- ①令和2年度 旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（55校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ②令和2年度 東住吉区及び平野区の大阪市立学校（53校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ③令和2年度 住之江区及び住吉区の大阪市立学校（43校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ④令和2年度 淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（47校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ⑤令和2年度 西区、港区、大正区及び浪速区の大阪市立学校（51校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ⑥令和2年度 天王寺区、東成区及び生野区の大阪市立学校（55校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ⑦令和2年度 北区、都島区及び中央区の大阪市立学校（46校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ⑧令和2年度 福島区、此花区及び西淀川区の大阪市立学校（42校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ⑨令和2年度 阿倍野区及び西成区の大阪市立学校（32校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）

(2) 業務委託概要 入札説明書による。

(3) 業務委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)①～⑨の案件ごとに入札に付する。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加

資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記1に同じ）に行えば当該審査を行う。

ただし、令和元年11月22日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成31・32・33年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01：建物等各種施設管理－16：廃棄物処理－01：一般廃棄物（収集・運搬）（059）」で登録していること
- (5) 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から令和元年11月22日（金）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を公告の日から令和元年11月22日（金）までの毎日（本市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）、午前9時から午後5時まで無償にて交付する。（ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から令和元年11月22日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで

- (4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間

令和2年1月9日（木）から同月10日（金）までの午前9時から午後5時まで

- ② 開札予定日時

令和2年1月14日（火）午前10時

- ③ 場所

システム上とする。

- (2) 紙入札による場合

## ① 入札書受付期間

令和2年1月14日（火）午前9時45分から午前10時まで

## ② 開札予定日時

令和2年1月14日（火）午前10時

## ③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録の記録が残る方法により令和2年1月10日（金）午後5時までに必着のこと

## 6 入札保証金等

## (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

## (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

## (3) 保証人 不要

## (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## (5) 契約書作成の要否 要

## (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を令和元年11月22日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達記録が残るものによる郵送により必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 契約の締結は令和2年度予算が発効した時とする。
- (6) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
  - ① FY 2020 The transport of general wastes from the Osaka Municipal Schools of Asahi-ku, Joto-ku and Tsurumi-ku (55 schools)
  - ② FY 2020 The transport of general wastes from the Osaka Municipal Schools of Higashisumiyoshi-ku and Hirano-ku (53 schools)
  - ③ FY 2020 The transport of general wastes from the Osaka Municipal Schools of Suminoe-ku and Sumiyoshi-ku (43 schools)
  - ④ FY 2020 The transport of general wastes from the Osaka Municipal Schools of Yodogawa-ku and Higashiyodogawa-ku (47 schools)
  - ⑤ FY 2020 The transport of general wastes from the Osaka Municipal Schools of Nishi-ku, Minato-ku, Taisho-ku and Naniwa-ku (51 schools)
  - ⑥ FY 2020 The transport of general wastes from the Osaka Municipal Schools of Tennoji-ku, Higashinari-ku and Ikuno-ku (55 schools)
  - ⑦ FY 2020 The transport of general wastes from the Osaka Municipal Schools of Kita-ku, Miyakojima-ku and Chuo-ku (46 schools)
  - ⑧ FY 2020 The transport of general wastes from the Osaka Municipal Schools of Fukushima-ku, Konohana-ku and Nishiyodogawa-ku (42 schools)
  - ⑨ FY 2020 The transport of general wastes from the Osaka Municipal Schools of Abeno-ku and Nishinari-ku (32 schools)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00 PM, 22 November 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① On the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 9

January 2020 to 5:00PM, 10 January 2020

② In person:from 9:45AM to 10:00AM, 14 January 2020

③ By post:5:00PM, 10 January 2020

(4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Section, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

---

### 大阪市告示第858号

令和元年10月25日付け大阪市告示第786号により公告した「患者監視装置一式ほか1点 買入」は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第29条の規定に基づき中止する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井一郎

(契約管財局契約部契約課)

---

### 大阪市告示第859号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井一郎

1 許可番号

令和元年6月17日 大阪市指令都計（開）第31-15号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区御崎8丁目195番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住之江区住之江2丁目2番19号

吉田 佐代子

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

---

**大阪市告示第860号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月 8 日

大阪市長 松 井 一 郎

- 1 許可番号  
令和元年 7 月 4 日大阪市指令都計（開）第31-21号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市生野区巽北1丁目524番1の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区天神橋1丁目15番4号  
ラビーズホーム株式会社  
代表取締役 藤田 佳巳
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管 径）	延長			
道路	4.000m	31.350m	開発者	開発者	すみ切り1ヵ所 含む
下水道	D=150mm	1.300m	大阪市	—	集水ますⅡ型イ ンポート付 1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）



**大阪市告示第861号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月 8 日

大阪市長 松 井 一 郎

廃止承認年月日及び指令番号



令和元年10月28日

大阪市指令都計建企第1002号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
西淀川区 佃3丁目	90番5の一部 91番4の一部	m 4.00	m 23.27	

(都市計画局建築指導部建築企画課)



**大阪市告示第862号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井一郎

指定年月日及び指令番号

令和元年10月24日

大阪市指令都計建企第1016号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
住吉区 上住吉1丁目	441番2の一部	m 4.00	m 18.35	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)



**大阪市告示第863号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井一郎

- 1 認定取消年月日及び番号  
令和元年10月29日 第247号
- 2 認定区域の名称



市営浪速第5住宅

3 認定の取消しを行った区域の位置

大阪市浪速区浪速東三丁目7番24 ほか15筆

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第864号

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

【掲載順序】

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎福祉局生活福祉部福祉システム課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①総合福祉システムにおける児童相談等システムの開発業務 ②随意 ③令和元年9月17日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤80,897,724円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

①総合福祉システムの制度改正等に伴うシステム改修業務5（進学準備給付金情報の副本登録に係るシステム改修 外6件） ②随意 ③令和元年10月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤197,772,685円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

①令和元年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務（民法改正に伴うシステム改修対応） ②随意 ③令和元年10月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤35,790,381円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

①令和元年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務（国保都道府県単位化に伴う保険料減免改正対応 詳細設計他） ②随意 ③令和元年10月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤50,912,675円 ⑦政府調達に関する協定第13条第1項(c)(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号) 第11条第1項第2号

(福祉局生活福祉部福祉システム課)

大阪市告示第865号

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井 一郎

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当(大阪市西成区天下茶屋1丁目16番5号 もと今宮小学校2階)

①PPC用紙(B4) (東部地区)10~12月分 買入(単価契約) ②一般 ③元.9.9 ④丸楽紙業株式会社 大阪市中央区上町1丁目26番14号 ⑤3,465円 ⑥元.7.19

①PPC用紙(A4) (東部地区)10~12月分 買入(単価契約) ②一般 ③元.9.9 ④丸楽紙業株式会社 大阪市中央区上町1丁目26番14号 ⑤2,310円 ⑥元.7.19

①PPC用紙(B4) (西部地区)10~12月分 買入(単価契約) ②一般 ③元.9.9 ④株式会社紙義商会 大阪市中央区上町1丁目25番4号 ⑤3,465円 ⑥元.7.19

①PPC用紙(A4) (西部地区)10~12月分 買入(単価契約) ②一般 ③元.9.9 ④株式会社紙義商会 大阪市中央区上町1丁目25番4号 ⑤2,310円 ⑥元.7.19

①PPC用紙(B4) (南部地区)10~12月分 買入(単価契約) ②一般 ③元.9.9 ④レスター工業株式会社 大阪市中央区糸屋町2丁目3番2号 ⑤3,382.50円 ⑥元.7.19

①PPC用紙(A4) (南部地区)10~12月分 買入(単価契約) ②一般 ③元.9.9 ④レスター工業株式会社 大阪市中央区糸屋町2丁目3番2号 ⑤2,255円 ⑥元.7.19

①PPC用紙(B4) (北部地区)10~12月分 買入(単価契約) ②一般 ③元.9.9 ④株式会社イザワ文教社 大阪市福島区鷺洲5丁目9番1号 ⑤3,432円 ⑥元.7.19

①PPC用紙(A4) (北部地区)10~12月分 買入(単価契約) ②一般 ③元.9.9 ④株式会社イザワ文教社 大阪市福島区鷺洲5丁目9番1

号 ⑤2,288円 ⑥元.7.19

(教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当)

### 大阪市告示第866号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認をしたので、同法第53条の規定により公示する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	地域型保育事業の種類	確認年月日
社会福祉法人 すこやか	こまがわ太陽 保育園	東住吉区駒川5 丁目4番11号	小規模保育 事業A型	令和元年 11月1日

(こども青少年局保育施策部保育企画課)

### 大阪市告示第867号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、令和元年11月22日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
自動二輪車 (ホンダ 黒色)	生野区巽中3丁目17番先

(建設局総務部管理課)

### 大阪市告示第868号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第8条第1項第9号の規定に基づき、令和元年10月1日に、次のように府道の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、大阪市建設局及び阪神高速道路株式会社において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

1 道路の種類 大阪府道

2 決定する道路の区域

路 線 名	起 点 終 点	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
高 速 大 阪 堺 線	西区北津守1丁目 61番の4地から	m	m
	同区同 1丁目 61番の4地まで	60.34	20.63

(建設局総務部管財課)

**大阪市告示第869号**

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

路 線 名	区 間
阿 倍 野 区 第2019-01号線	阿倍野区北島2丁目275番の13地 同 区同 2丁目275番の11地 (参考図参照)

(建設局総務部管財課)

**大阪市告示第870号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

路 線 名	区 間	敷地の幅員	敷地の延長
阿 倍 野 区 第2019-01号線	阿倍野区北畠2丁目 275番の13地から	m	m
	同 区同 2丁目 275番の11地まで (参考図参照)	5.00～ 9.25	62.99

(建設局総務部管財課)



**大阪市告示第871号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

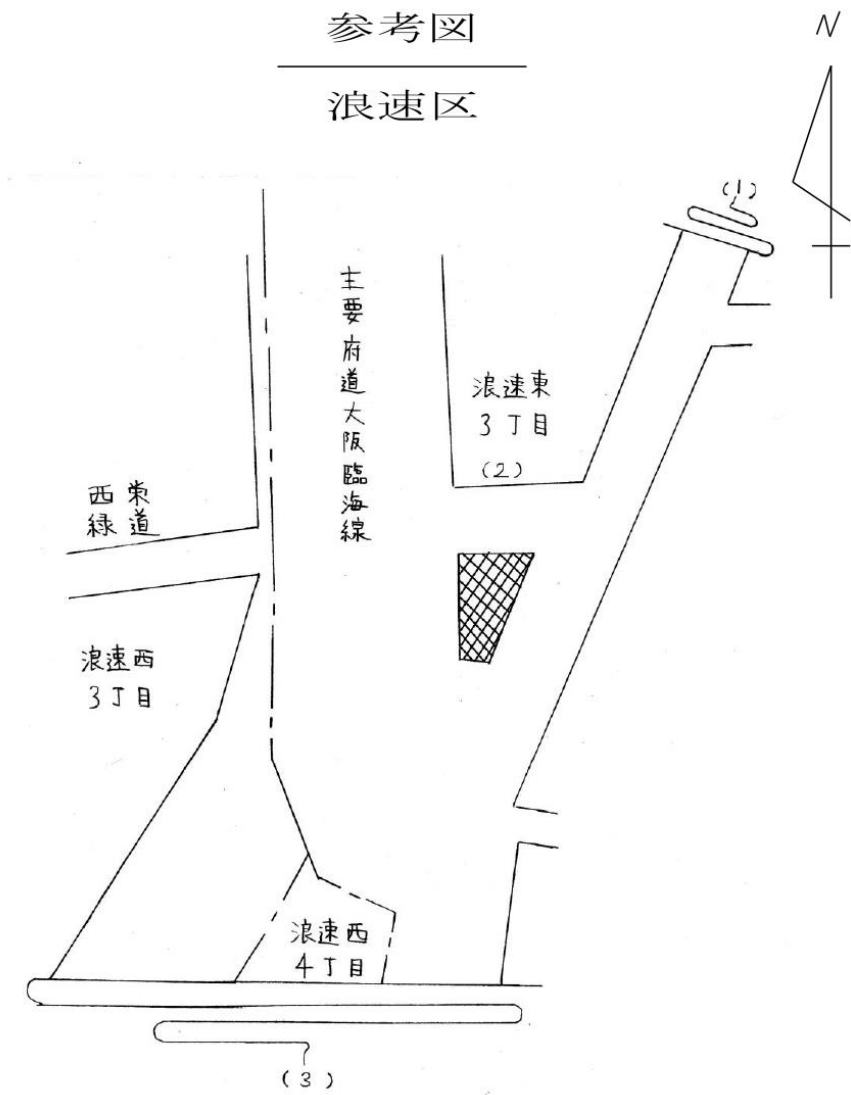
令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

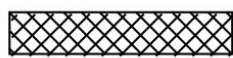
路 線 名	区 間	旧 新 別	敷地の幅員	敷地の延長
浪 速 区 第2856号線	浪速区浪速東3丁目 14番地から 同 区同 3丁目 14番地まで (参考図参照)	旧	m 8.00	m 19.23
		新	8.00～ 18.04	19.23

参考図

浪速区



凡例



新たに道路となる部分（ただし供用開始は保留する。）



町丁界

説明

浪速区第2856号線（1）（3）間のうち（2）部分を区域変更する。

（建設局総務部管財課）

大阪市告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように府道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

大阪市長 松 井 一 郎

路 線 名	区 間	供用開始の期日
大阪和泉泉南線	阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 62 番の 2 地から 同 区同 3 丁目 60 番の 4 地まで	告示の日

(建設局総務部管財課)



**大阪市告示第873号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

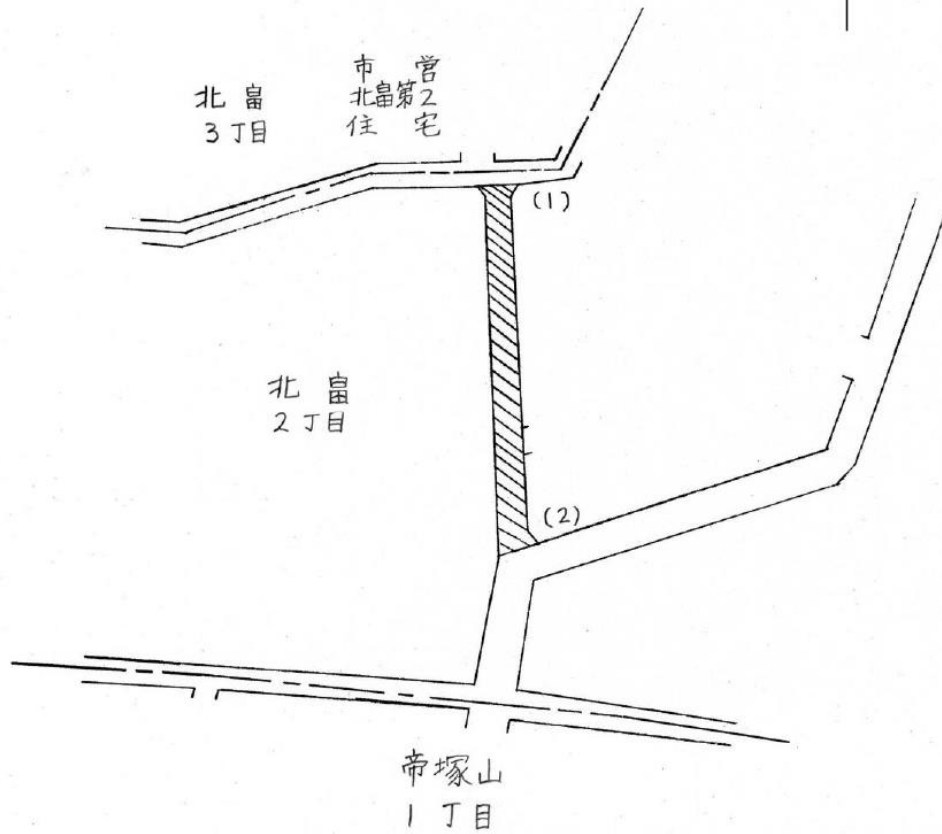
大阪市長 松 井 一 郎

路 線 名	区 間	供用開始の期日
阿 倍 野 区 第2019-01号線	阿倍野区北畠 2 丁目 275 番の 13 地 同 区同 2 丁目 275 番の 11 地 (参考図参照)	告示の日



### 参考図

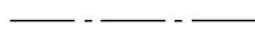
## 阿倍野区



### 凡 例



新たに道路となる部分



町丁界

### 説 明

阿倍野区第2019-01号線

(1) (2) 間

(建設局総務部管財課)

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和元年11月8日

大阪市長 松井 一郎

金融機関名	店舗名	所在地		変更日
池田泉州銀行	東山支店	変更前	〒599-8247 堺市中区東山905番地1	令和元年 11月18日
		変更後	〒590-0115 堺市南区茶山台1丁2番3号	
	堺市駅前支店	変更前	〒591-8043 堺市北区北長尾町1丁7番5号	令和元年 11月25日
		変更後	〒590-0048 堺市堺区一条通14番8号	

(会計室会計管理担当)

### 大阪市水道局告示第36号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

令和元年11月8日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

#### 1 担当部局

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビルITM棟9階

大阪市水道局総務部管財課 電話 06-6616-5462

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 調達件名及び予定数量

水道記念館 ほか7施設で使用する電気 長期継続 1,533,746kWh

##### (2) 調達件名の特質等 入札説明書による

##### (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年4月18日まで

##### (4) 履行場所 入札説明書による

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（電話06-6616-

5462)に行えば当該審査を行う。ただし、令和元年11月29日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和元・2・3(平成31・32・33)年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13 その他代行:15電力供給・売買」で登録していること
- (5) 電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けている者であること
- (6) 大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく入札参加資格を有すること

なお、入札参加資格を有していない者は、令和元年11月15日(金)までに「大阪市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html>)を環境局環境施策部環境施策課に提出すること。大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に関しては、環境局環境施策部環境施策課(電話06-6630-3264)に問い合わせること

- (7) 「3 入札参加資格(6)」について評価点が70点に満たない電気事業者については、入札参加申請受付期限までに「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書」を一般競争入札参加申請書に添付して提出すること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

本市水道局ホームページ上及び担当部局(1に同じ。)

- (2) 入札説明書等の交付方法 告示の日から令和元年11月29日(金)午後5時30分まで担当部局(1に同じ。)により無償で交付する。

なお、入札説明書は本市水道局ホームページから出力することが可能である。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間 告示の日から令和元年11月29日(金)午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)
- (4) 入札参加申請書の受付場所 入札説明書による。

#### 5 入札執行日時及び場所

- (1) 入札書受付期間 令和2年1月17日(金)午後1時30分から午後2時まで
- (2) 開札予定日時 令和2年1月17日(金)午後2時
- (3) 場所 大阪市水道局総務部管財課入札室(1に同じ。)

ただし、大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。)第23条第2項に規定する郵便等(以下「郵

便等」という。)による入札の場合は、書留郵便など配達記録が残る方法により令和2年1月16日(木)午後5時30分までに必着のこと。

なお、入札書に電気料金内訳書を添付し、割印のうえ提出すること。(電気料金内訳書は、本市水道局ホームページからダウンロードして作成すること。)

#### 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要  
ただし、契約規程第34条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を令和元年11月29日(金)午後5時30分までに受付場所(1に同じ。)に、持参又は書留郵便など配達記録が残るものによる郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

契約規程第26条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書」を提出することで入札参加資格が認められた落札者が同証書を無償譲渡しないときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 契約の締結は、大阪市における令和2年度予算が発効したときとする。
- (7) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

#### 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

- 1,533,746kWh electricity for the Water Museum and 7 places
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:30 PM, 29 November 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:  
① in person: 2:00 PM, 17 January 2020  
② by post: 5:30 PM, 16 January 2020
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Property Management, General Affairs Division, Osaka City  
Waterworks Bureau 1-10, Nanko-kita 2-chome, Suminoe-ku, Osaka 559-8558, TEL06-6616- 5462

(水道局総務部管財課)

大阪市水道局告示第37号

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年11月8日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号）

①水道用濃硫酸（柴島浄水場）下半期 概算買入431,510kg ②一般 ③元. 9.9 ④和正産業(株) 大阪府中央区淡路町2丁目1番10号305号 ⑤16,404,284円 ⑥元. 6.28

①水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場 ほか1か所）下半期 概算買入1,631,330kg ②一般 ③元. 9.9 ④網干産業(株) 大阪営業所 大阪市鶴見区諸口4丁目8番28号 ⑤66,949,783円 ⑥元. 6.28

①水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場）下半期 概算買入1,643,280kg ②一般 ③元. 9.9 ④小厚化成(株) 大阪市浪速区恵美須西2丁目9番13号 ⑤55,017,014円 ⑥元. 6.28

①水道用液体硫酸ばんど（柴島浄水場）下半期 概算買入2,954,070kg ②一般 ③元. 9.9 ④浦野(株) 大阪府中央区伏見町2丁目5番5号 ⑤45,941,696円 ⑥元. 6.28

①水道用液体硫酸ばんど（庭窪浄水場 ほか1か所）下半期 概算買入2,976,100kg ②一般 ③元. 9.9 ④愛産商事(株) 大阪営業所 大阪府中央区

区道修町2丁目6番7号 ⑤43,712,956円 ⑥元. 6.28

①水道用濃硫酸(庭窪浄水場 ほか1か所) 下半期 概算買入341,970kg ②一般 ③元. 9.13 ④和正産業(株) 大阪府中央区淡路町2丁目1番10号305号 ⑤13,443,524円 ⑥元. 6.28

①水道用次亜塩素酸ナトリウム(柴島浄水場) 下半期 概算買入664,270kg ②一般 ③元. 9.9 ④曾我(株) 大阪府中央区道修町1丁目6番7号北浜MIDビル ⑤37,161,920円 ⑥元. 6.28

①水道用次亜塩素酸ナトリウム(庭窪浄水場 ほか1か所) 下半期 概算買入639,070kg ②一般 ③元. 9.9 ④井上孫(株) 大阪府西区京町堀1丁目8番33号マルキン東洋ビル ⑤35,199,975円 ⑥元. 6.28

①水道用次亜塩素酸ナトリウム(長居配水場 ほか7か所) 下半期 概算買入95,030kg ②一般 ③元. 9.9 ④フジオックス(株) 大阪営業所 大阪府港区弁天1丁目2番1号大阪ベイトワーオフィス16階 ⑤14,779,065円 ⑥元. 6.28

①水道メータ(共同住宅用)20mm 下半期 買入6,400個 ②一般 ③元. 9.20 ④柏原計器工業(株) 大阪府柏原市本郷5丁目3番28号 ⑤16,727,040円 ⑥元. 6.7

①水道メータ75mm 下半期 買入240個 ②一般 ③元. 9.20 ④東洋計器(株) 大阪支店 大阪府吹田市南金田1丁目8番8号 ⑤25,246,080円 ⑥元. 6.7

①水道メータ50mm 下半期 買入600個 ②一般 ③元. 9.20 ④アズビル金門(株) 大阪支店 大阪府東大阪市長田中1丁目4番17号長田センタービル ⑤40,824,000円 ⑥元. 6.7

①水道メータ13mm 下半期 買入13,200個 ②一般 ③元. 9.20 ④(株)ニッコク 関西支店 和歌山県岩出市岡田998番地の1 ⑤23,237,280円 ⑥元. 6.7

①水道メータ25mm 下半期 買入9,600個 ②一般 ③元. 9.20 ④(株)ニッコク 関西支店 和歌山県岩出市岡田998番地の1 ⑤29,652,480円 ⑥元. 6.7

(水道局総務部管財課)

### 大阪市水道局告示第38号

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年11月8日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(

随意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号)

①庭窪浄水場外2か所高濃度PCB廃棄物(蛍光灯安定器外)処分業務委託  
②随意 ③元.9.10 ④中間貯蔵・環境安全事業(株) 福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24号 ⑤41,165,712円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

(水道局総務部管財課)



正 誤

大阪市公報第5938号（令和元年10月18日）正誤表

ページ	行	誤	正
63	-	下記参照	

東住吉区 第1155号線	東住吉区鷹合4丁目7番の2地から 同 区同 4丁目7番の2地まで (参考図参照)
	東住吉区鷹合4丁目7番の3地から 同 区同 4丁目9番の2地まで

正

東住吉区 第1155号線	東住吉区鷹合4丁目7番の2地から 同 区同 4丁目7番の2地まで (参考図参照)
	東住吉区鷹合4丁目7番の3地から 同 区同 4丁目9番の2地まで (参考図参照)